

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

日弁連・再審法改正実現本部による2025年11月11日開催の法務省の法制審議会刑事法（再審関係）部会第10回会議後の記者に対する説明の概要

①開示証拠の目的外使用の禁止

Q：再審請求審において閲覧・謄写した証拠の目的外使用の禁止について、どのような議論がありましたか？

A：研究者委員からは、全ての証拠の目的外使用を禁止しなければいけないとの発言がありました。

これに対し日弁連委員からは、裁判所提出型にするのであれば、通常審の刑事記録の取寄せなどと同様に、目的外使用禁止の規定を設ける必要はなく、少年審判規則と同様に、閲覧謄写を許可する際に、条件を付し、時期又は方法を指定し、若しくは閲覧謄写を制限することにより、関係者のプライバシー・名誉を保護することは可能であると発言しました。

Q：目的外使用禁止規定を設けた場合、報道や支援者との関係で問題はありませんか？

A：法務省委員からは、報道機関に提供することは目的に当たるとの趣旨の発言がありました。

これに対し日弁連委員からは、通常審は審理が公開されているから、報道機関が傍聴して証拠の内容を報道することが可能であるが、再審請求手続は非公開であるから、報道機関が証拠の内容を知ることができず、支援者に報告することもできなくなると指摘しました。再審請求手続は非公開の手続ですから、目的外使用禁止規定が設けられると、報道機関や支援者は再審請求手続の審理や証拠の内容を知ることができなくなり、いまより悪くなると考えられます。

報道機関にも、関心を持っていただきたいと思います。

②裁判所不提出記録・証拠物の保存・管理

Q：裁判所不提出記録・証拠物の保存・管理について、どのような議論がありましたか？

A：警察庁委員からは、犯罪捜査規範及び細則に基づき証拠を保存・管理しているとの趣旨の発言がありました。また、研究者委員からは、法律に規定を設けるとしても、抽象的な内容にならざるを得ないので、細目を定めるのであれば、法務大臣訓令（記録事務規程・証拠品事務

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

規程）と国家公安委員会規則（犯罪捜査規範）が適しており、今後、捜査機関には諸規定を遵守するように期待したいとの趣旨の発言がありました。

これに対し日弁連委員からは、【検討課題】には「法務大臣訓令（記録事務規程・証拠品事務規程）と国家公安委員会規則（犯罪捜査規範）があるのに、なぜ新たな規律が必要なのか」と書かれているが、むしろ法務大臣訓令及び国家公安委員会規則があるのに、証拠の不開示、証拠のねつ造、証拠隠しが起きており、このままでよいと考えるのか、鹿児島県警の証拠の廃棄を推奨する内部文書、滋賀県警の証拠品の大量廃棄、佐賀県警のDNA型鑑定の不正など、証拠の不開示、証拠のねつ造、証拠隠しの不祥事は後を絶たないので、保存・管理に関する規律を法律に定める必要があると発言しました。

今の運用で問題が起きているから法律を作ろうと提案しているのに、法務省には、まったく現在の運用を変えようとする姿勢が見えません。法律に書いても抽象的な規定になるから内規や運用に委ねておけばよいということであれば、法律を守らない人は守らないから法律に定める必要はないというのと同じではないでしょうか。刑事立法を法務省（検察官）が主導している問題が顕著に現れていると思います。本来、法律は捜査機関を縛るためのものであるのに、検察官が法律を作る仕組みになっているため、捜査機関に都合の悪い法律を作ることができません。

Q：証拠物に対する被害者や遺族の権利については、どのように考えていますか？

A：研究者委員からは、判決確定後も証拠品を保管しておくことは、関係者の権利を制限することになるという趣旨の発言がありました。

これに対し、日弁連委員からは、還付対象証拠物は、終局裁判確定時に還付するのが原則であるが、例外的に再審請求が予測される場合には、保存・管理しなければならない場合がある、所有者の権利は重要であるが、仮に無罪に結びつくDNA型鑑定の鑑定資料などを還付した場合、再審請求人は無罪の判決を得ることができなくなるから、再審請求人の権利利益を侵害することになると発言しました。

この点、検察官委員からは、還付対象証拠物は、判決確定後は還付することになっているが、再審請求手続のために必要な場合には、関係者に説明して保存・管理しているとの趣旨の説明がありました。

これに対し、日弁連委員からは、法的根拠がなく、再審請求人だけでなく、検察官も証拠品の保存・管理が必要な場合があるので、関係者の権利との調整規定を設ける必要があると発言しました。

③証拠物の証拠価値の保全・鑑定に関する規律

Q：ここでは何が問題となっているのですか？

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

A：生体試料すなわちDNA型鑑定の対象となるような証拠物の証拠価値を保全する規律が必要であるという問題と、証拠物を利用してDNA型鑑定を実施する規律が必要であるという問題です。

Q：証拠物の証拠価値を保全する規律を設けることについて、どのような議論がありましたか？

A：検察官委員からは、証拠物は法務大臣訓令に基づき保管しているとの趣旨の発言がありました。

これに対し、日弁連委員からは、法務大臣訓令（証拠品事務規程）には証拠価値の保全に努めなければならないという規定はあるけれども、具体的な規律はなく、犯罪捜査規範にも証拠物の証拠価値の保全に関する規律はないため、法律に規律を設けるべきであると発言しました。

Q：証拠物を利用してDNA型鑑定を実施する規律を設けることについて、どのような議論がありましたか？

A：研究者委員からは、現行法でも裁判所が必要と考えれば、事実の取調べとして鑑定を実施することができるので、新たな規定は必要なく、再審請求人に請求権を認める必要はないとの趣旨の発言がありました。また、裁判所関係の委員・幹事からは、新証拠とそれに基づく主張があれば、その範囲でDNA型鑑定を実施するのは分かるが、新証拠とは関係なくDNA型鑑定を実施することは現行法の規定と整合しないとの趣旨の発言がありました

これに対し、日弁連委員からは、再審請求人が犯人ではないと訴えている場合には、DNA型鑑定を実施すれば犯人であるか否かが明らかになるのだから、DNA型鑑定を実施する規律を設けるべきだと発言しました。

裁判当時、DNA型鑑定を実施できなかった場合、又はDNA型鑑定は実施されているが、当時は水準の低いものしかなく、現在はより精度の高い鑑定を実施することができる場合、DNA型鑑定を実施すれば真実が明らかになるのですから、鑑定を実施しない理由がありません。DNA型鑑定の有用性は、誰も否定できないと思います。なぜ、裁判所・検察官は、DNA型鑑定を実施することに抵抗するのでしょうか。

そもそも、再審請求人は、DNA型鑑定を実施したくても、証拠にアクセスすることを妨害されているために、DNA型鑑定を実施することができません。それなのに、DNA型鑑定を実施するために新証拠を出せというのは矛盾しているのではないでしょうか。単に、確定判決が間違っていたことが明らかになると困るから、蒸し返されたくないということではないでしょうか。そういうしているうちに、鑑定資料の保存状態が悪く、DNA型鑑定の鑑定ができなくなったら、無実の人が救われなくなってしまいます。東京電力女性社員殺害事件のゴビンダさんなどを救わなくてもよいと言っているようにしか聞こえません。本来、アメリカのイノセンスプロジェクトのように、再審請求の準備のためにDNA型鑑定を実施するルールが必要だと思います。

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

④再審請求事件の管轄裁判所

Q：再審請求事件の管轄裁判所について、どのような議論がありましたか？

A：日弁連委員からは、高等裁判所・最高裁判所は、普段、事実審理をしていないので、第一審裁判所の方が適している、特に確定判決が最高裁判所の事件については、最高裁判所が管轄裁判所となるが、最高裁判所は法律審であって事実審理はできないし、再審棄却決定に対する不服申立ても認められないという問題がある、証拠は第一審の裁判所に対応する検察官が保管しているから、第一審裁判所にするのが合理的であり、ドイツはそうなっていると発言しました。

これに対し、研究者委員からは、最高裁判所が管轄裁判所になる場合でも事実審理は可能である、最高裁判所は終局裁判所だから不服申立てを認める必要はないとの趣旨の発言がありました。また、裁判所関係の委員・幹事からは、主に高等裁判所を念頭に置いて、高等裁判所は事実審理をする能力があるから、第一審裁判所にする必要はないとの趣旨の発言がありました。

⑤再審開始決定に対する不服申立て

Q：再審開始決定に対する不服申立てを禁止することについて、どのような議論がありましたか？

A：日弁連委員は、再審開始決定に対する不服申立てを禁止すべきであると主張しました。その理由は以下のとおりです。

第1に、再審開始決定に対する不服申立てを禁止する必要性があるということです。袴田事件、免田事件、福井事件などが検察官抗告によって救済が長引きました。検察官抗告がなければ、無実の人をもっと早く救済することができたはずです。

第2に、再審開始決定は中間的な判断に過ぎないということです。再審手続は二段階構造となっており、再審請求開始決定は再審公判を開くかどうかの中間的な判断に過ぎません。特に、刑事訴訟法435条6号の再審開始事由は、確定判決の有罪認定に疑問があるかどうかの蓋然性、予測的判断に過ぎず、再審公判において決着を付けることになっています。したがって、再審公判を開くかどうかの段階で不服申立てを認める必要はないということです。刑事訴訟法420条1項でも、中間的な判断については即時抗告を認めていません。他方、再審棄却決定については、終局的な判断ですから、即時抗告を認めなければなりません。このように、再審開始決定と再審棄却決定とでは性質が異なります。検察官は、再審開始決定に不服があれば、再審公判において有罪を主張することができますし、無罪判決に上訴することもできます。不服申立てを禁止しなければ、検察官は合計6回有罪を主張して争うことができますが、これは不合理です。

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

第3に、検察官の地位です。人事訴訟法23条は、検察官が公益の代表者として関与することを認めていますが、判決に対して上訴することはできません。また、少年審判には検察官関与の規定がありますが、検察官に抗告権はなく、抗告受理申立てしかできないこととされています。検察官は当事者ではありませんので、公益の代表者であっても抗告できることにはならないと発言しました。

しかし、日弁連委員以外の委員からは、再審開始決定に対する不服申立てを禁止することに反対する意見が述べされました。

Q：再審開始決定に対する不服申立てを禁止することに反対する意見では、どのような理由が述べられていたのでしょうか？

A：研究者委員からは、以下のような理由が述べられていました。

第1に、再審手続は二段階構造となっており、一段階目の再審請求審の決定に誤りがある場合、それに対する不服申立てを認めないと是正する機会がなくなるとの趣旨の発言がありました。もっとも、刑事訴訟法435条6号以外の再審開始事由の場合、再審請求審と再審公判とで訴訟物（審判対象）が異なるから再審公判では争えないが、刑事訴訟法435条6号の再審開始事由の場合には再審公判において争うことも可能であるとの趣旨の発言もありました。

第2に、再審開始決定と再審棄却決定は同じ性質の裁判であり、再審棄却決定には不服申立てが認められるのに、再審開始決定に対する不服申立てが認められないのは整合性がないし、再審開始決定には刑の執行停止ができるという効果が認められるから、それなりに重い決定であるとの発言がありました。

その他、外国法制では不服申立てを禁止する制度があるが、日本とは制度が異なるため不服申立てを禁止する理由にはならないという趣旨の発言がありました。

Q：これらの理由に対しては、どのようにお考えですか。

A：再審開始決定に対する不服申立てを認めるか禁止するかは政策的判断です。再審制度は、無実の人を救済するための制度であり、無実の人は迅速に救済されなければなりません。しかし、検察官抗告が認められているために、再審開始決定から無罪判決まで、袴田さんは9年、前川さんは14年、免田さんは24年かかりました。しかし、それでは問題があるから、政策的に検察官抗告を禁止した方がいいということです。なぜえん罪被害者に向きあおうとしないのでしょうか。

本日の議論でも、制度上の整合性の問題を言っているだけで、検察官抗告を認めなければならない理由は示されませんでした。理論的にはどちらでも説明できるのに、研究者は、敢えて抗告を禁止する理由がないと反対しているのが疑問でした。理屈の問題としても、二段階構造や上訴制度との関係といつても、検察官抗告を認めるることは論理必然ではありません。今日の議論で、検察官抗告を禁止することに理論的な障害はないということを確信しました。

私達は、迅速化だけが目的ではなく、どうすれば迅速かつ適切に無実の人を救済できるかを問題にしています。再審請求手続は職権主義であり、非公開で手続規定もないため、審理が進みません。他方、再審公判は、公開されており、手続規定もあって、再審請求人の権利が保障

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

されています。だから、新証拠が見つかって、無罪の可能性が出てきたのであれば、再審公判で堂々と争って、裁判所に判断してもらえばよいと思います。

Q：法制審での議論の見通しについては、どのようにお考えでしょうか？

A：法制審の議論の状況は、証拠開示はどちらかの規定を明文化するが、そのほかの点では目的外使用禁止を設ける、再審開始決定に対する不服申立ては禁止しない、除斥・忌避の制度も設けない、手続規定も設けないというものです。そうなると、今のままか、むしろ今より悪くなります。これでは、何のために法制審に諮問がなされたのか分かりません。現在の運用に問題があるから、諮問されたのではなかったのでしょうか。袴田さんの救済に時間が掛かりすぎたから、現在の運用には問題がある、法律を改正して迅速に救済しなければならないということだったのではなかったのでしょうか。

研究者委員から、ドイツでは、政府は再審開始決定に対する不服申立を禁止しなかったために、連邦議会がこれを禁止する議員立法を制定したという趣旨の発言がありました。それを聞いて、日本でも同様に、国会の議員立法によって再審開始決定に対する不服申立を禁止するしかないのではないかと思いました。

⑥再審請求権者の範囲

Q：ここでは何が問題となっているのですか？

A：三鷹事件では、証人尋問を実施することが決まったのに、再審請求人が死亡したために、手続が終了すると言われています。大崎事件でも、有罪判決を受けた者は4名いますが、再審請求しているのはそのうち2名だけで、残り2名は、再審請求権者がいないために再審請求をすることができません。また、榎井村事件では、有罪判決を受けた者は2名いるのに、再審開始決定を受けたのは1名だけでした。

本来、検察官が再審請求をすればいいのでしょうが、検察官が再審請求をしない場合には、再審開始決定がなされません。無実を訴えている人がいるにもかかわらず、再審請求人や親族が死亡したために、再審請求権者となり得る人がいなくなり、再審手続ができないというのは不当ではないでしょうか。

Q：再審請求者の範囲について、どのような議論がありましたか？

A：日弁連委員からは、検察官に代わり、又は検察官と並んで、弁護士会・日本弁護士連合会が公益の代表者として再審請求権者となることを認めるべきであると発言しました。

これに対し、研究者委員からは、①刑事訴訟法は一定の範囲の人にしか再審請求権を認めておらず、これを広げる理由がない、②検察官とは異なり、弁護士会・日本弁護士連合会が主体となることを認めている法律はない等として、これに反対する発言がありました。

しかし、日弁連委員からは、台湾では、検察官が再審請求を行うことがあると聞いているが、日本では、検察官は身代わり犯人の事例を除いては再審請求をしないために、このような

※ここに掲載している法制審議会部会委員の発言は、暫定的なものであり、後日公表される議事録において修正されることがありますのでご了承ください。

問題が起きているので、仮に再審請求権者の範囲を拡大しないのであれば、一定の場合に検察官に再審請求を義務付けるか、又は再審請求人が死亡しても再審手続が終了しない規律が必要になると発言しました。